



防犯かながわ

横浜市中区山下町75-6
警親会館2F
神奈川県防犯協会連合会
電話045(641)4344番
FAX045(641)1655番

147号
2014年9月1日

知ってください！サギ事件が急増中！！

**えっ！！
サギなの？**



ATMで
医療費等の

**「払い戻し」は
できません！！**

振り込めサギ事件急増！！

神奈川県内では、息子を名乗る犯人から、「カバンを忘れた」とのウソの連絡で始まるサギ事件が急増しています。

さらに、今年の傾向として、市区町村や社会保険事務所等の公的機関を名乗る犯人から、「医療費等の払い戻し」を装う**“還付金サギ”**が増加しています。

“還付金サギ”は、「お金の返金期限が迫っている」とあなたを焦らせ、ATMへ行くように指示され、言われるがままにATMを操作した結果、お金をダマシ取られてしまう事件です。

※ 医療費は多くの方が支払った経験があるので「払い戻しがある」と言われると、「そうなのかな」、「お金が返ってくるのかな」と相手の言葉を信じてしまいがちです。でも…ATMでの払い戻しはできません。

「ATMの操作方法を電話で指示された」→還付金サギです。→まずは誰かに相談を！

「ATMで電話を使用している人を見た」→還付金サギの被害者かも!?→まずは誰かに相談を！

神奈川県内 振り込め詐欺被害半年で 811 件 23 億円余

(去年同期比で件数は約 1.9 倍被害額は約 1.7 倍)

子どもたちをサイバー犯罪の被害から守りましょう!

★知っていますか?

- スマートフォンはインターネット端末! 様々な犯罪の被害にあう危険があります。
- 携帯型ゲーム機、音楽プレイヤー等でもインターネット接続やアプリが利用できます。

★どんな危険があるの?

- インターネット上には、性、暴力、自殺、薬物等、子どもに見せることが好ましくない情報もあるほか、コミュニティサイト等では性的犯罪が目的で子どもを狙う大人もいるなど様々な危険が潜んでいます。

★保護者が見守り、指導しましょう!

- フィルタリングは、違法・有害情報から子どもを守るための最低限の対策であり、子どもに頼まれても安易にフィルタリングを解除してはいけません。
- スマートフォンには子どもに好ましくないアプリもありますので、アプリのインストール制限、起動制限をしましょう。
- 子どもにネット利用にかかわる危険性を理解させ、「やっていいこと、悪いこと」を考える心を育てましょう。
- 家庭でのルールを作り、子どもの成長に合わせて機能制限を調整しましょう。



**「3つの力」
を育てましょう!**

- 判断力
- 自制力
- 責任力

※ID交換掲示板サイト・ID交換アプリとは?

メッセージのやり取りや通話ができる『無料通話アプリ』は、IDを設定することができます。インターネット上には、『無料通話アプリ』のIDと、相手を誘うコメントを掲示板に書き込み、見知らぬ人と出会うことができるサイトやアプリが出回っていて、これを子どもが使って犯罪の被害にあうケースが多発しています。

少年相談・保護センター

子どものことで困っていませんか?

神奈川県警察少年相談・保護センターでは、専門の少年相談員が子どもの非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援しています。

- 対象は20歳未満の少年です。
- 相談は無料です。
- 秘密は守ります。

【少年相談・保護センター 方面事務所 連絡先】

○横浜第一方面事務所	045-867-2039	○湘南方面事務所	0463-23-3146
○横浜第二方面事務所	045-313-1984	○県西方面事務所	0465-32-7358
○川崎方面事務所	044-549-8105	○県央方面事務所	046-222-8109
○横須賀方面事務所	046-821-3294	○相模原方面事務所	042-741-3887

*面接相談等を御希望の場合は、お近くの方面事務所へご連絡ください。

ユーステレホンコーナー

子どもの非行問題やいじめ被害等で困っていることがありましたら、一人で悩まずに、ユーステレホンコーナーや上記の方面事務所、または、最寄の警察署に御相談ください。子どもや保護者、学校関係者等からの相談を受けています。

TEL 0120-45-7867 (フリーダイヤル)
TEL 045-641-0045

受付時間 午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

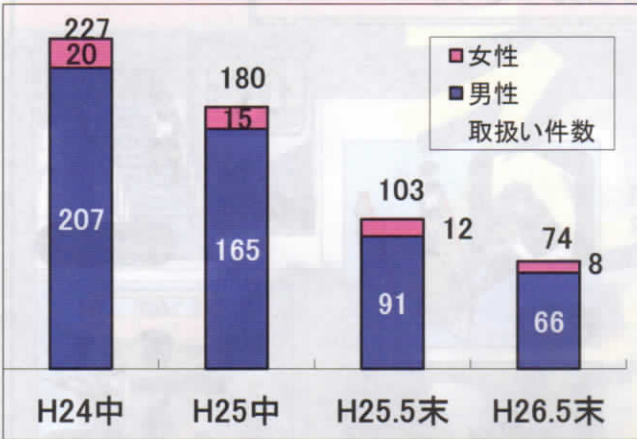


危険ドラッグは、ダメ、ゼッタイ！

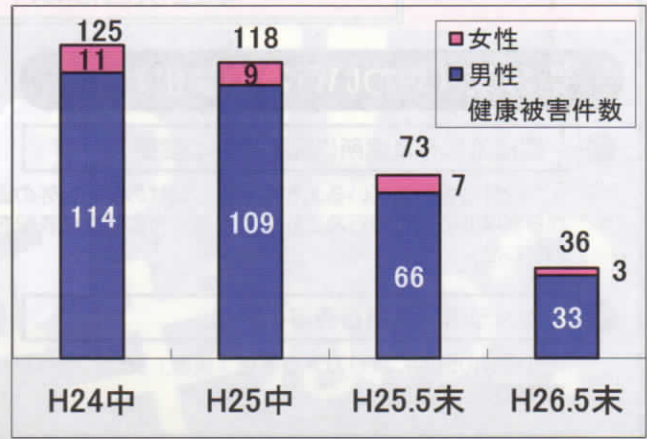
本年(5月末現在)、神奈川県警察では危険ドラッグ使用者74人を取扱い、そのうち36人に呼吸困難、嘔吐、意識障害などの健康被害が発生し、危険ドラッグの使用が原因と思われる2人が死亡しています。死亡事案の内訳は、

- 自宅室内で死亡(20代男性)
- 精神錯乱状態になり暴れた後に死亡(30代男性)です。

危険ドラッグ取扱い件数



健康被害件数



「危険ドラッグは捕まらない」は・・・大間違い！

平成26年4月1日の薬事法改正により、それまでの指定薬物の「輸入」「製造」「販売・授与」「販売若しくは授与目的での貯蔵または陳列の禁止」に加え、「所持」「使用」「購入」「譲り受け」が新たに禁止されました。

違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はそのどちらの刑罰も科される場合があります。

- ×× 人体に悪影響を及ぼし、法に触れる、それが「危険ドラッグ」です。××
- ×× それでも、あなたは「危険ドラッグ」を使いたいと思いますか？××



葉っぱ系



パウダー系



液体系

第5回自転車盗難防止 防犯ポスター 入選決まる

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして…保険に入ろう
問合せ 神奈川県自転車協同組合 045-377-6768 http://www.kanasyo.jp

小学生の部



最優秀賞 海老名市立杉本 6年 石田 夏果



優秀賞 横浜市立太尾 6年 渡辺 玲奈



特別賞 海老名市立上星 5年 野田 杏子

中学生の部



最優秀賞 川崎市立川崎 2年 大谷 仁美



優秀賞 三浦市立初声 3年 松田 悠華



特別賞 横浜市立汲沢 1年 小山 若葉



特別賞 川崎市立東高津 1年 手塚 胡桃

「神奈川県迷惑行為防止条例」の一部が変わりました!

平成26年3月、県議会第1回定例会本会議において、「神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」が可決・公布され、平成26年7月1日に同条例が施行されました。

改正項目は以下のとおりです。

第3条（卑わい行為の禁止）

盗撮等の行為場所に係る表記の変更

「公共の場所」にいる人を自宅等、公共の場所以外の場所から盗撮するなどの行為に対応できるように条文の表記を改めました。

カメラ等の設置行為等の禁止

盗撮等の目的によりカメラ等を「設置」又は「向ける」行為を禁止しました。

人の姿態を見る行為の禁止

浴場、更衣室などの通常人が衣服等の全部又は一部を着けいないような場所にいる人の姿態を「見る」行為を禁止しました。



第11条（つきまとい等の禁止）

犯行の目的に関する規定の削除

いたずら目的や自己の性欲を満たす目的等の正当な理由がない行為に対応できるように、条文の犯行の目的（怨恨その他悪意の感情）に関する規定を削りました。

ストーカー規制法(※)の各禁止行為の追加

恋愛感情等に基づかないいわゆるストーカー規制法の禁止行為を条例に加えました。

※ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)

「連続」に関する規定の削除

連続に至らない複数回の嫌がらせ電話等に対応するため、「連続」に関する規定を削りました。

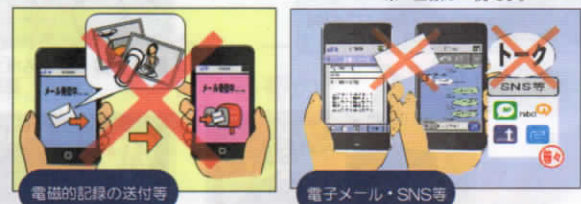
電子メール、SNS等の送信行為の禁止

拒まれたにもかかわらず、電子メール、SNS等を利用してメッセージ等を送信する行為を禁止しました。

汚物等の送付等に係る電磁的記録の明文化

「汚物等の送付等」及び「性的羞恥心を害する物等の送付等」について、刑法に準じて電磁的記録を含む旨を明示しました。

- 【法第2条第1項のつきまとい等】
- 第1号 つきまとい、待ち伏せ、おしかけ
 - 第2号 監視していると告げる行為
 - 第3号 面会・交際等義務のないことを要する
 - 第4号 粗野・乱暴な言動
 - 第5号 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール
 - 第6号 汚物等の送付等
 - 第7号 名誉を害する事項の告知等
 - 第8号 性的羞恥心を害する事項の告知等



条文等詳細は、県警のホームページを御覧ください。

(県警ホームページTop> 暮らしの安全情報 > 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要について)

【担当 生活安全総務課】